

平成30年度後発医薬品使用促進計画

策定年月日 平成30年5月1日

自治体名 (福祉事務所名)	名寄市 (名寄市福祉事務所)	後発医薬品の数量シェア (平成29年6月審査分)	全国の使用割合	国が定める目標値(※) (A)	管内実績 (B)	目標との差 (A-B)												
			72.2%	75.0%	71.5%	3.5%												
<現在の状況> 1. 先発医薬品を調剤した事情(薬局からの報告に関する集計【H29年度】) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>先発医薬品を調剤した事情</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>・薬局の在庫のため</td> <td>47.5%</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>・薬剤師の専門的な知見に基づく判断 ・後発医薬品を使用し、不都合が生じたため</td> <td>5.8%</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>・後発医薬品の使用に不安を訴えたため ・単に先発医薬品を従前から使用していることを理由に同意しなかったため ・単に後発医薬品が安価であることを理由に同意しなかったため ・特に理由はない(理由を言わない)</td> <td>46.7%</td> </tr> </tbody> </table> 2. 関係機関への説明の状況 H29.8月より、関係機関へ文書依頼を行うとともに、市内及び実績の多い市外関係機関に対して、訪問による説明を実施した。				先発医薬品を調剤した事情	割合	1	・薬局の在庫のため	47.5%	2	・薬剤師の専門的な知見に基づく判断 ・後発医薬品を使用し、不都合が生じたため	5.8%	3	・後発医薬品の使用に不安を訴えたため ・単に先発医薬品を従前から使用していることを理由に同意しなかったため ・単に後発医薬品が安価であることを理由に同意しなかったため ・特に理由はない(理由を言わない)	46.7%	<対応方針> 服薬指導の実施 ○ 服薬指導が必要な者についてリストを作成。 ○ 先発医薬品を継続して使用している被保護者の定期訪問の際に、リーフレット等を活用し、後発医薬品の使用を促すとともに、先発医薬品を使用することに妥当性がない者に対し、服薬指導を含む健康管理指導を行う。			
	先発医薬品を調剤した事情	割合																
1	・薬局の在庫のため	47.5%																
2	・薬剤師の専門的な知見に基づく判断 ・後発医薬品を使用し、不都合が生じたため	5.8%																
3	・後発医薬品の使用に不安を訴えたため ・単に先発医薬品を従前から使用していることを理由に同意しなかったため ・単に後発医薬品が安価であることを理由に同意しなかったため ・特に理由はない(理由を言わない)	46.7%																
			関係機関への説明 ○ 当市の使用促進の実績について、関係機関へ説明。 ○ H30.10施行の法改正により、医療扶助の後発薬品原則化について説明。															
			薬局における備蓄について ○ 在庫不足等により先発医薬品の処方が多い薬局に対し、一定程度の後発医薬品を配置していただくよう協力を依頼する。															
			その他															
<使用促進が進んでいない原因> ○ 服薬指導を要するケースについて、後発医薬品の安全性や効き目等について説明しているが、指導効果が上がっていない。 ○ 生活保護法第34条第3項の規定は努力義務規定のため、指定薬局毎で、取組への協力体制に大きな差がある。 ○ また、一定割合であるが、薬局における備蓄の問題がある。			<備考>															

※ 平成29年央までに75%達成を目指す。